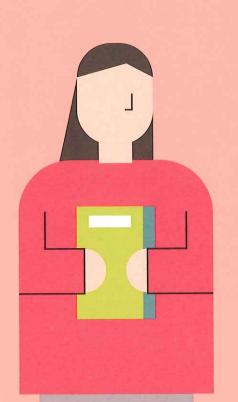
長崎でもなられる。



募集中

長崎大学医師会

奨学金

申請書類請求及び提出先

長崎大学医師会 事務局

〒852-8523 長崎市坂本1丁目12-4 長崎大学医学部 ポンペ会館 Tel.095-840-0053 Fax.095-840-0697

E-mail.daigaku-isikai@wine.ocn.ne.jp



詳しくはWebで

長崎大学医師会

全国の医学部生の皆様が応募できます

長崎大学医師会奨学金のご案内

Nagasaki University Medical Association Scholarship -

長崎大学医師会の奨学金は、経済的理由により就学に困難がある優れた学生に対して貸与されます。奨学金貸与終了後は、返済の義務が生じ、返還しなくてはなりません。家庭の経済状況やあなたの人生・生活設計に基づき、十分考慮のうえ申し込みをして下さい.(応募後、書類審査及び面接審査により、採否を決定いたします。)

- 募集要項 -

1. 対象者: 全国の医学部医学科5・6 学年に在籍(進級予定含む) または卒業生(卒後1・2年目)で、人物・学業ともに特に優れ、かつ健康であって、将来医師として活動を行い、または高度な研究能力を備えていると認められる、経済的理由により就学困難な者。(募集予定人数:若干名)

*他の奨学金との併用については、ご相談ください

 2. 貸付条件: 医師免許取得後、長崎大学病院初期研修プログラムに入り、長崎大学医師会に2年間所属する。または卒後 1から3 年目に長崎大学大学院医歯薬学総合研究科(医学系)に入学し、長崎大学医師会に2年間所属する。
する。

3. 貸与金額:50,000円/月以内 (最長12ヶ月)

4. 返済猶予:初期臨床研修期間中

5. 返済金額:貸与金額全額 (返済例:15,000円/月×3年4ヶ月=600,000円)

6. 返済方法:毎月25日銀行口座引落

7. 貸付金利:無利息

8. 返済免除:①長崎大学医師会に3年間所属すること。

②2年間の長崎大学病院初期研修プログラムを終了すること。

③長崎大学病院専門プログラムで1年間勤務するか、または卒後1年から3年の間に長崎大学大学院医歯薬学総合研究科(医学系)に入学し、医学部卒後3年を経過するまで在籍すること。

長崎大学医師会検索

申請時必要書類等詳しくは長崎大学医師会HPをご覧ください。

長崎大学医師会奨学金規程

第1条 (制度の目的)

本規程は、長崎大学または他大学医学部学生または卒業生(卒後1・2年目)において、有能で豊かな人間性をもつ医師として業務に従事しようとする者に対し、奨学金を貸与することにより長崎県の医療を担う医師を育成することを目的とする。

第2条(名称)

この制度の名称は「長崎大学医師会奨学金制度」とし、奨学金の貸与を受けるものを奨学生とする。

第3条 (奨学金の対象者)

長崎大学または他大学医学部 5 · 6 学年に在籍または卒業生(卒後 1 · 2 年目)で、人物・学業ともに特に優れ、かつ健康であって、経済的に困っていることにより、著しく就学に困難であると認められる者。

第4条(奨学金の貸付条件)

奨学金の貸付条件は以下のいずれかに該当することを条件とする。

- ① 医師免許取得後、長崎大学病院初期研修プログラムに入り、長崎大学医師会に2年間所属しなければならない。
- ② 卒後1から3年目に長崎大学大学院医歯薬学総合研究科(医学系)に入学し、長崎大学医師会に2年間所属しなければならない。

第5条(奨学生の義務)

奨学生は、医師の資格取得を目標に勉学に励むものとする。

- 2 奨学生は、常に居住を明らかにし、変更があった場合はすみやかに届出なければならない。
- 3 奨学生は、当会より修学状況の報告を求められた場合は、これに応えなければならない。

第6条(申請の手続き)

この規程により奨学金を希望するものは、次の関係文書を一括して提出するものとする。

- ① 奨学金申請書(別紙様式1)
- ② 成績証明書
- ③ 所得証明書
- ④ その他本会が必要と認めたもの

第7条 (審査と承認)

本規程の審査と承認手続きは以下のとおりとする。

- ① 審査と承認は理事会によるものとする。但し、複数の役員の認定がある場合は、追認も可とするが、理事会の専決事項とする。
- ② 審査結果の通知は文書ですみやかに本人に通知する。

第8条 (契約)

承認した場合は、当会と本人との間で奨学金貸付契約書を締結する。(別紙様式2)

第9条(貸与基準と支払い)

奨学金の貸与基準と支払いは次のとおりとする。

- ① 貸与期問:最長1年間。
- ② 貸与金額: 奨学金は月額5万円とする。
- ③ 貸与日は、原則として25日とし、当日が土曜・日曜・祝日にあたる場合は、その前日と する。
- ④ 利息:なし。

第10条(返済)

奨学金の返済は次のとおりとする。

- ① 初期研修期間(原則2年間)終了後、返済を開始する。
- ② 経済的事情等により返済期間の延長を申請することができる。
- ③ 返済期間の延長は奨学金貸与月数の3倍を限度とする。
- 2 奨学金は、年2回賦または月割賦いずれかの割賦の方法で返済しなければならない。この場合において、返済金の全額または一部は繰上して返済することができる。
- 3 前項により返済しようとする時は、口座振替の方法によるものとする。ただし、特別の事情 があるときは、本会の発行する返済通知書またはその他の方法により返済することができる。
- 4 返済開始となったら、当会からの送付資料(「奨学金返済誓約書」・「預金口座依頼書」等)を ただちに提出しなければならない。未提出である者は、貸与された奨学金をすみやかに一括 返済しなければならない。

第11条(奨学金貸与の終了と一括返済)

次の各号のいずれかに該当する場合は、本規程の適用を中止し奨学金の貸与を打ち切るものと する。同時に、奨学生はすでに貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

- ① 大学を退学した場合または卒業が不可能となった場合。
- ② 奨学生が本規程による奨学金の貸与を辞した場合。

第12条(資格取得出来なかった場合)

卒業(必要な課程を修了)後、医師の資格を取得出来なかった場合は、1年間を限度に返済を延期することが出来る。但し、この場合引き続き資格取得の意志があり、尚かつ当会への入会意志がある者のみとし、これらの意志が無い場合、あるいは本人の意思と関係なく不可能と認められる場合は、第11条と同様の扱いとする。

第13条(返済完了前異動の届出)

奨学生であった者は、奨学金返済完了前に本人、連帯保証人の身分・住所・連絡先・職業その 他重要な事項に異動があったときは、直ちに届出なければならない。また、奨学金返済に係る預 貯金口座を変更しようとするときは、あらかじめ届出なければならない。 2 連帯保証人の変更をするときは、直ちに届出なければならない。なお、新たに連帯保証人と なる者の所得証明をあわせて提出するものとする。

第14条 (死亡等の届出)

連帯保証人は、奨学生または奨学生であった者が死亡若しくは失踪宣告を受けたときは、戸籍 抄本を添えて直ちに届出なければならない。

第15条 (奨学金の返済債務の免除)

奨学金の免除は、以下の全ての条件を満たした場合に認められる。

- ① 長崎大学医師会に3年間所属すること。
- ② 2年間の長崎大学病院初期研修プログラムを終了すること。
- ③ 長崎大学病院専門医プログラムで1年間勤務するか、または卒後1から3年の間に長崎大学大学院医歯薬学総合研究科(医学系)に入学し、医学部卒後3年を経過するまで在籍すること。

第16条(延滯利息)

正当と認められる事由がなく奨学金を返済期限までに返済しなかったときは、返済期日の翌日から返済するまでの日数に応じ、延滞金額に年5パーセントの割合で計算した金額を延滞利息として徴収するものとする。

第17条 (連帯保証人の義務)

連帯保証人は、奨学生または奨学生であった者が、この規程により奨学金を返済すべき場合に おいては、本人と連帯してその支払義務を負わなければならない。

第18条(特例事項等)

本規程にない事案が発生した場合は、当事者間の協議をおこなった上で、理事会で判断する。

附則

- 第1条 本規程は2010 年8月18 日より実施する。
- 第2条 本規程の改廃は理事会が行なう。
- 第3条 本規程は2011年8月3日一部改正及び施行。
- 第4条 本規程は2011年8月3日一部改正及び施行。
- 第13条 本規程は2011年8月3日一部改正及び施行。
- 第3条 本規程は2021年9月3日一部改正及び施行。
- 第1条 本規程は2022年9月5日一部改正及び施行。
- 第3条 本規程は2022年9月5日一部改正及び施行。
- 第4条 本規程は2022年9月5日一部改正及び施行。

附則

本規程は2024年8月5日より一部改正及び施行し2024年4月1日より適用する。